

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月28日
【会社名】	イメージ情報開発株式会社
【英訳名】	Image Information Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 代永 拓史
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役経営管理室長 百瀬 哲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝大門二丁目10番12号
(注) 平成23年7月から本店は下記に移転する予定です。	
本店の所在の場所	東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所
	(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 代永拓史及び取締役経営管理室長 百瀬哲は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀等によって有効に機能しない場合や想定していなかった組織内外の環境変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、事業年度末日である平成23年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して行いました。

評価の範囲は、連結ベースでの財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価対象とし、全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては、当社及び連結子会社2社を評価の対象とし、関連文書の確認、記録の検証、関係者への質問等の手続きを実施することにより評価いたしました。

また、業務プロセスについては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で、売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、それらの事業拠点における、当社グループの財務報告に大きく影響する勘定科目、すなわち、「現金及び預金」、「売掛金」、「仕掛品」、「買掛金」、「未払金」、「前受金」、「売上高」、「売上原価」に係る業務プロセスを対象とし、当該プロセスを分析した上で財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、関連記録の検証、関連担当者への質問、業務の観察等の手続きを実施することにより当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価を実施した結果、平成23年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。